



政策特集

JR亀山駅周辺整備事業(vol.2)

～魅力とにぎわいある玄関口の再生へ～



JR亀山駅周辺の再生は、駅周辺の交通機能やにぎわい、住環境、安全性の向上を図り、皆さんが将来にわたり安心して利用できる市の玄関口として整備するものです。そのために、利便性を向上させる道路や駅前広場の整備、にぎわいを創出するための市街地再開発事業、居住環境を確保するための優良建築物等整備事業などが連携し実施されることが必要と考えています。

そのような中で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市施設である道路や市街地再開発事業などは、都市計画法に基づき、必要に応じて都市計画の決定を行うことになっています。

そこで今回は、JR亀山駅周辺の再生に向けて、今年度に決定を予定している都市計画(案)についてお知らせします。

■ JR亀山駅周辺整備に伴う都市計画(案)について

JR亀山駅周辺の再生に向けて、さまざまな事業を連携し実施していくこととしており、都市施設など都市計画法に基づき都市計画として決定し施行するものと、個別事業として施行するものがあります。今年度、都市計画の決定を予定している事業は、第1種市街地再開発事業と都市計画道路事業です。

第1種市街地再開発事業(組合施行)

都市計画道路(道路、交通広場)事業

優良建築物等整備事業

道路事業(新設・拡幅)

都市計画の決定

市街地再開発を行う区域や整備する道路等の配置、建物の概要など、事業の枠組みを都市計画で定めます。

1. 市街地再開発事業に係る都市計画決定区域(案)と土地利用計画(案)

第1種市街地再開発事業(亀山駅周辺地区2ブロック)



都市計画道路(駅前高塚線(交通広場))



都市計画道路(亀山駅前線)



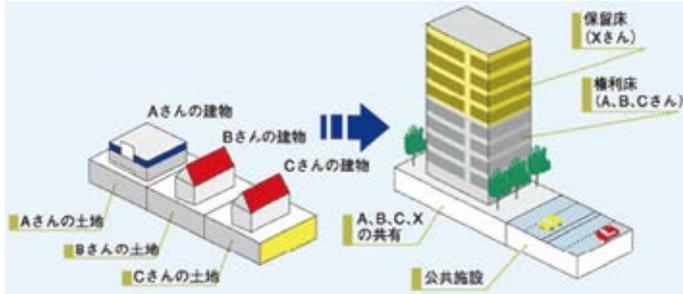
市街地再開発事業に係る都市計画決定区域(案)
※赤線で囲まれた区域

2. 都市計画決定(案)の概要について

JR亀山駅周辺の再生に向けた市街地再開発事業などの施行に伴い、次とおり都市計画の決定を予定してします。

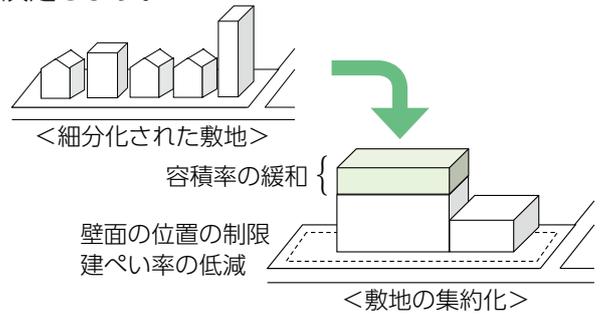
● 第1種市街地再開発事業 ●

都市再開発法に基づき、駅前などの中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備が遅れている地区の再整備を行うことにより、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業です。名称や施行地域面積、公共施設の配置や規模、建築物の整備に関する計画(主要用途や建築物の高さ)などを決定します。



● 高度利用地区 ●

適正な配置と規模の公共施設を備えた土地の区域で、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進するものです。面積や容積率の最高・最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度などを決定します。



● 都市計画道路 ●

都市内でまとまった交通を受けもつとともに、都市の骨格を形成する道路として、名称や位置、延長、構造形式、車線の数、幅員などを決定します。



● 用途地域 ●

住居・商業地域などに分け、その地域に応じた建築物の用途等を規制し、あるべき土地利用に進むよう定めるものです。建ぺい率や容積率、建築物の高さの制限などを決定します。



● 準防火地域 ●

市街地での火災の危険を防除するために定める地域地区で、この地区内では、建築基準法による防火上の規制が課せられることになり、その区域を決定します。

■ 亀山駅周辺まちづくり協議会の活動

亀山駅周辺まちづくり協議会は、平成24年8月に亀山駅周辺の地区住民、商業者、自治会、権利者、亀山商工会議所、亀山市を会員として設立されました。誰もが安心・安全で快適に生活でき、市の玄関口としてふさわしいにぎわいのあるまちづくりを進めることを目的に、まちづくりや活性化に関する活動を行っています。

また、この協議会でのさまざまな検討などにより、事業実施に向けた計画づくりや事業手法の整理を行っています。



亀山駅周辺まちづくり協議会会長の桑名憲一さんのコメント



『人が育つ・街が育つ・心が育つ』

多くの人々とともに、一人ひとりのいのちが輝くまちづくりを目指したい

国鉄のまちとしての歴史を有し、長年低迷していた駅周辺を何とかしたいと協議会を設立し取り組んでいます。今年は特に、もう一步ステップアップするために大切な時です。駅を利用する多くの人々にとって使いやすく、また周辺に住む「生活者」の視点も取り入れたまちづくりへ挑戦し、関係者だけではなく、思いを寄せるより広い個人(市民)・団体のつながりのなかから、知恵と力を持ち寄る取り組みを進めていきたいと考えています。

おわりに

JR亀山駅周辺の再生に向けた都市計画決定(案)を今回紹介しました。今後も具体的な取り組みなどをお伝えしていきます(市ホームページ[都市計画室のページ]でも紹介)。

また、今後も都市計画審議会での協議や市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、事業を進めていきますので、参画をお願いします。

問合せ先

建設部都市計画室
(☎Tel.84-5046)